

平成22年度決算による 財務諸表を作成しました



新公会計制度導入 の経緯

地方公共団体の会計は、「現金主義・単式簿記」の考え方により、会計処理を行って来ます。この現金主義による現金の流れの情報に加え、資産や負債といった行政財産の状況、コストなどの情報を明確にするため、「発主主義・複式簿記」の考え方を取り入れた新しい公会計制度を導入する動きが広がってきました。

資産149億円／住民1人当たり125万円

「行政コスト計算書」は、企業会計で言う「キャッシュフロー計算書」にあたるもので、歳計現金(資金)の出入りを性質別の区分で表示しています。「純資産変動計算書」は、企業会計では、あまり目に見えない表で、純資産の動きを表示した表です。

町では、2つのモデルのうち、「総務省方式改訂モデル」を採用し、財務諸表を作成しました。財務諸表には、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表があり、これら4表は互いに相関関係にあります。

「貸借対照表」は、企業会計でもよく目にする表で、「資産」と「負債・純資産」を表示しています(左表)。

「行政コスト計算書」は、企業会計で言う「キャッシュフロー計算書」にあたるもので、歳計現金(資金)の出入りを性質別の区分で表示しています。

「純資産変動計算書」は、企業会計では、あまり目に見えない表で、純資産の動きを表示した表です。

「貸借対照表とは」
行政サービスを実施するために保有している財産(資産)と、その資産をどのような財源(負債・純資産)で賄ってきたかを総括的に対照した一覧表です。また、資産合計額と負債・純資産合計額が一致し、左右バランスがとれている表であることからバランスシートとも呼ばれます。

「貸借対照表の概要」
平成22年度末の資産総額は149億750万3千円、負債総額は54億692万2千円、純資産総額は95億58万1千円で、住民1人当たり(平成23年3月31日現在、住民基本台帳人口11,906人を基に算出)すると、それぞれ資産125万2千円、負債45万4千円、純資産79万8千円となっています。

| 資産の部 | 金額 | 負債の部 | 金額 |
|----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 1. 公共資産 | 13,892,532 | 1. 固定負債 | 4,970,502 |
| (1)有形固定資産 | 12,158,926 | (1)地方債 | 3,432,385 |
| (2)売却可能資産 | 1,733,606 | (2)長期未払金 | 169,088 |
| | | (3)退職手当引当金 | 1,369,029 |
| 2. 投資等 | 437,756 | 2. 流動負債 | 436,420 |
| (1)投資及び出資金 | 14,594 | (1)翌年度償還予定地方債 | 273,346 |
| (2)貸付金 | 0 | (2)その他 | 163,074 |
| (3)基金等 | 396,244 | | |
| (4)長期延滞債権 | 56,477 | 負債合計 | 5,406,922 |
| (5)回収不能見込額 | △29,559 | | |
| 3. 流動資産 | 577,215 | 純資産の部 | |
| (1)現金預金 | 557,897 | 純資産合計 | 9,500,581 |
| (2)未収金 | 19,318 | | |
| 資産合計 | 14,907,503 | 負債及び純資産合計 | 14,907,503 |

【問い合わせ】企画財政課財政係 ☎(83) 1 2 2 2

重度障害者 医療費助成

町では、重度の障害がある方の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険の適用範囲内で本人が医療機関の窓口で支払うべき医療費(自己負担分)を助成しています。

このたび、10月1日から新たに精神障害者保健福祉手帳の1級の方へも対象を拡大し、助成制度を充実します。

10月1日から制度を充実

【対象となる方】

- ①1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ②知能指数が35以下の方(療育手帳A判定)
- ③3級の身体障害者手帳の交付を受けている方で知能指数が50以下の方
- ④1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※ただし、④の方については65歳以降に新規で手帳の交付を受けられた方、また一定以上の所得がある方は対象となりません。

【助成範囲】
保険診療による医療費の自己負担分が助成されます。ただし、入院時食事代などを納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。

ご自身の年金記録については、ねんきんネット(<http://www.nenkin.go.jp>)を確認ください。

また、不明な点があれば、国民年金保険料専用ダイヤル05701011050にお電話いただくかお近くの年金事務所にお問い合わせ願います。

※後納制度は事前申し込みが必要ですが、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。詳しくは国民年金保険料専用ダイヤルにお尋ねください。

【申請方法】
次のものを持参の上、健康福祉課の窓口までお越しください。

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(上記対象者の要件が分かる手帳)
- ・健康保険被保険者証(助成を受ける方のもの)
- ・印鑑

【問い合わせ】
健康福祉課福祉推進係 ☎(83) 1 2 2 6

後納制度(国民年金保険料の納付期限の延長)が始まります

これまで、国民年金保険料を納め忘れたまま2年間を超えると保険料を納めることができなくなりましたが、本年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができ、後納制度が始まります。

10月1日の使用分から 新しい下水道使用料に

使用者の皆さまのご負担が増えることとなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。詳しい料金については、広報8月号(No.566)か町ホームページなどをご覧ください。



松田山秋のハーブフェスティバル

10/13(土)~28(日)
10:00~16:30

四季折々にさまざまなハーブを楽しむ松田山ハーブガーデンでは、秋のハーブフェスティバルを13日から開催します。この時季に見ごろを迎える花々の秋風に舞う愛らしい姿をご覧になってはいかがでしょうか。

- ハーブ館1階売店
- ハーブ製品、お土産品に加え、秋に見ごろになるセージ類の商品を取りそろえています。
- ハーブ館2階工房暮楽花人
- (クラフト)
- ・アロマハンドクリーム作り

- 1,000円
- ・季節のミニリース作り
- 1,000円
- ・スタンドグラス教室
- 1,000円
- 14、17、21、24、27日開催
- ハーブ館3階レストラン
- ハーブフェスティバル限定で、秋の食材のキノコやクリなどを使った季節感あふれるお食事を提供します。
- 松田山特産品コーナー
- 特設テントでは、ソフトアイスクリームやコーヒー・ハーブ苗など販売します。

【問い合わせ】
松田山ハーブガーデン ☎(85) 1 1 7 7
環境経済課公園係 ☎(83) 1 2 2 8

11月3日(土・祝)午前10時~午後3時30分 JR松田駅北口広場町営臨時駐車場周辺

第15回の今年も姉妹町・千葉県横芝光町のネギのほか長野県千曲市産のリングも販売されます。また、地元農産物を使った総菜の試食・販売とアンケートを行います。

【問い合わせ】
産業まつり実行委員会
(環境経済課内) ☎(83) 1 2 2 8

まつだ産業まつり開催

11/3